

3

重点整備地区の選定

3-1 重点整備地区の考え方

バリアフリー新法では、バリアフリー化のための事業推進に当たり、一体的・重点的に整備を進める地区を、重点整備地区として定めることとなっている。

「重点整備地区」とは、次に該当する地区を指す。

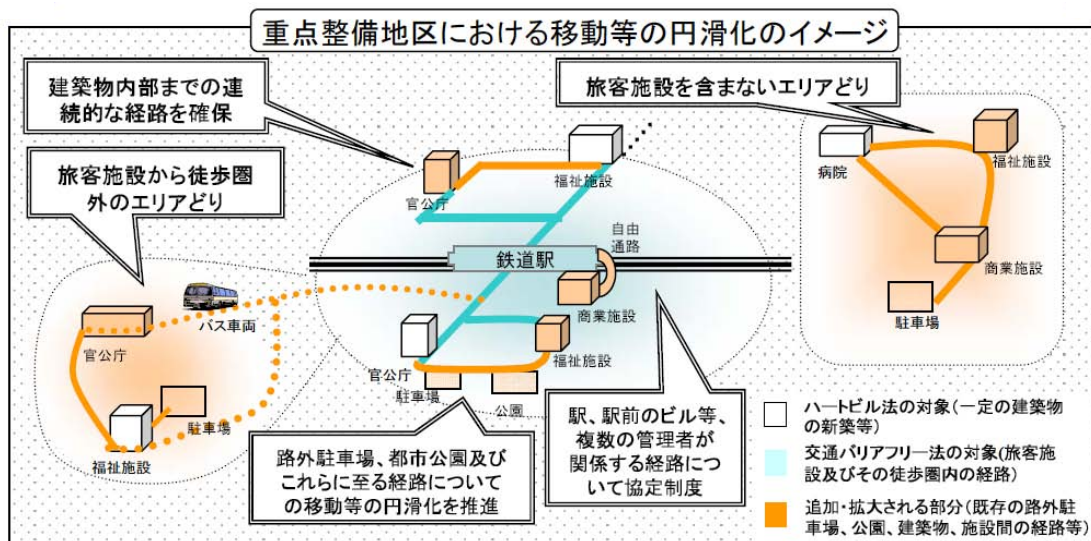
生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区（法第2条第21項）

（面積概ね400ha未満、生活関連施設（特別特定建築物）が3つ以上所在）

①特定旅客施設から徒歩圏内であって、生活関連施設が集積している地区

②生活関連施設が集積しているものの、特定旅客施設から徒歩圏外にあつて、その特定旅客施設とはバス等により結ばれている地区

③生活関連施設が集積しているものの、その中に特定旅客施設が存在しない地区



3-2 重点整備地区の選定

前述の考え方にに基づき、市内での旅客施設、公共施設等の立地状況を踏まえると、重点整備地区を設定するエリアとしては、JR春日井駅周辺と市役所周辺の2つのエリアが考えられる。選定理由を以下に示す。

| 重点整備地区 に考えられる エリア | 選 定 理 由 | 主 要 施 設 | 備 考 |
|-------------------------|--|---|---|
| J R春日井駅 周 辺 | J R春日井駅の1日当たり乗車人数は約16,000人であり、特定旅客施設に該当し、鉄道、バスの結節点として、市内の中心的な交通拠点でもある。また、公共施設は少ないものの商業施設や医療施設など生活関連施設が多く立地し、人口密度も高い。高齢者、障がい者等が日常的に利用しているエリアである。従って重点的にバリアフリー化すべきエリアと考えられる。 | J R春日井駅 | 特定旅客施設※ ¹ |
| 市 役 所 周 辺 | 市役所をはじめ、文化フォーラムや市民会館など市の主要な官公庁施設が集積しており、市内全域からの利用者がある。JR春日井駅からバスにより結ばれているとともに、周辺バス停は市内各地と路線がつながっており、バス交通の一拠点ともなっている。従って重点的にバリアフリー化すべきエリアと考えられる。 | 市役所 文化フォーラム 春日井 市民会館 法務局春日井支局 中央公園 春見公園 春日井商工会議所 | 官公庁施設 特別特定建築物※ ² 都市公園 その他施設 |

※¹ 特定旅客施設…1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設（駅など）

※² 特別特定建築物…高齢者、障がい者が利用することが見込まれる建築物のうち、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用するもの

JR春日井駅周辺、市役所周辺は直線距離にして約1.3km離れているものの、両エリアは、1日175本の路線バスによって結ばれ、その運行頻度も高い。

<重点整備地区の位置関係>

